

定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 本協会は、中小企業者等のために主たる業務として信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本協会は、東京信用保証協会という。

(事務所)

第3条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を次の各地に置く。

立川支店 東京都立川市
池袋支店 東京都豊島区
五反田支店 東京都品川区
錦糸町支店 東京都墨田区
新宿支店 東京都新宿区
八王子支店 東京都八王子市
千住支店 東京都足立区
上野支店 東京都台東区
渋谷支店 東京都渋谷区
葛飾支店 東京都葛飾区
大田支店 東京都大田区

(定款の変更)

第4条 この定款は、理事会の決議をもって変更することができる。

2 前項の決議は、理事の過半数が出席し、その3分の2以上をもって決する。

(公告)

第5条 本協会の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 業 務

(業務)

第6条 本協会は、第1条の目的を達するために次の業務を行う。

- 一 中小企業者等又はこれ等の組織する組合が銀行その他の金融機関から資金の貸付けを受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
 - 二 中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるもの)に限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
 - 三 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達成するために必要な業務
- 2 本協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を行う。
- 一 前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け
 - 二 前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務
 - イ 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第1項第一号から第三号までに掲げる債権(以下この号において「特定金銭債権」という。)、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令(昭和28年政令第271号)で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類似又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲受け
 - ロ イの規定により譲り受けた債権の管理(当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)
 - ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中小企業者に対する助言
 - 三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業(過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る。)に必要な資金の出資
 - 四 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務
- 3 本協会は、前項第二号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士(弁護士法人を含む。)を代理人とし、又は債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社をいう。)に委託するものとする。
- 4 この条において「中小企業者」とは、東京都内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者をいい、「中小企業者等」とは、中小企業者、東京都内に住所若しくは居所を有する者又は東京都内において勤労に従事する者をいう。

(保証債務の最高限度)

第7条 本協会の保証債務額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出えん金及び次条に規定する金融機関等負担金の合計額の18倍とする。

2 前項における「保証債務額」とは、保証債務の総額に10分の3を乗じて得た額とする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第8条 本協会は、組織変更による本協会成立のときにおける資産の総額を基本財産として管理する。

2 毎事業年度の決算における当該事業年度の収支の差額の剰余は、その100分の50の範囲内で収支差額変動準備金として繰り入れることができ、収支の差額の欠損は収支差額変動準備金をもって補てんすることができるものとし、それらの繰り入れ又は補てん後の差額は当該事業年度末における基本財産の増加又は減少とする。

3 出えん金は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

4 本協会は、金融機関等負担金(第6条第1項に掲げる債務の保証をするための業務に係る資金に充てるための負担金をいう。)を受け入れ、これを基本財産に充てることができる。

金融機関等負担金は、当該事業年度末の基本財産の増加とする。

5 収支差額変動準備金は、これを取り崩し基本財産に充てることができる。

この振替額は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

6 第2項から前項までに規定する場合を除くほか、本協会の基本財産は、変更しないものとする。

(事業年度)

第9条 本協会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 役員

(役員の数)

第10条 本協会に役員として理事22名以内及び監事3名以内を置く。

(委しよく)

第11条 理事及び監事は、学識経験者のうちから東京都知事が委しよくする。

(任期)

第12条 理事の任期は3年、監事の任期は2年とする。但し、理事及び監事は再任されることができる。

2 理事が11名以下、監事が1名となったときは、遅滞なく、これを補充するものとする。

補欠又は新たに定められた理事又は監事の任期は、現在の理事又は監事と同時に終了する。

3 任期の満了又は辞任に因って退任した理事又は監事は、新たに定められた理事又は監事が就任するまでなおその職を行う。

(理事長、専務理事、常務理事)

第13条 理事のうちから理事長1名、専務理事1名、常務理事2名以内を互選する。

2 理事長は本協会を代表し、その業務を総理する。

3 専務理事は、本協会を代表し、理事長を補佐して本協会の業務を処理し、理事長に事故あるときはその職務を行う。

4 常務理事は、理事長、専務理事を補佐して本協会の業務を処理する。

(理事会)

第14条 本協会の業務は、理事の全員をもって組織する理事会の決定により処理しなければならない。

(同前)

第15条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の3分の1以上が会議の目的たる事項を示して理事長に理事会の招集を請求したときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会の決議は、この定款に別段の定めある場合を除いて、理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって決する。

4 理事会の決議をなすべき場合において理事全員の同意があるときは、書面による決議をもって理事会の決議に代えることができる。

5 前項の書面による決議には、理事会の決議に関する規定を準用する。

6 決議の目的である事項につき、理事全員が書面をもって同意を表したときは、書面による決議があったものとする。

第5章 解散

(解散事由)

第16条 本協会は、次の事由によって解散する。

- 一 理事会の決議
- 二 破産手続開始の決定
- 三 設立認可の取消し

2 前項第1号の決議は、理事の3分の2以上の者の同意によって行わなければならない。

(残余財産の帰属)

第17条 本協会が解散した場合において協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを協会に対する資金その他の財産の出えん者に対し、出えんの額に応じ、且つ、その出えんの額を限度として分配するものとする。

2 前項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は東京都に帰属する。

附則 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この改正は、平成15年1月6日から施行する。

附則 この改正は、平成16年8月1日から施行する。

附則 この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附則 この改正は、平成19年9月30日から施行する。

附則 この改正は、平成20年9月12日から施行する。

附則 この改正は、平成21年2月2日から施行する。

附則 この改正は、平成22年6月17日から施行する。